

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件  |
| 厚生年金関係                        | 8 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 6 件  |
| 国民年金関係                        | 1 件  |
| 厚生年金関係                        | 5 件  |

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年4月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成6年12月から7年4月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

短大を卒業した平成5年3月以降に、私自身がA市役所において国民年金の加入手続を行った。保険料は、自分の貯金からお金を引き出して、B社会保険事務所の窓口でまとめて納付した。現在は持っていないが、領収書を受け取ったことを良く覚えている。他の期間はすべて保険料を納付しているのに、申立期間のみが国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外における国民年金と厚生年金保険の切り替えはすべて適切に行っており、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が申立期間の直前まで勤務していた会社の役員は、「申立期間当時から退職者に対して、国民年金及び国民健康保険の加入指導を行っていた。」と証言しており、申立内容に不自然さは無いことから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料の納付をしたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年9月までの期間及び63年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から同年9月まで  
② 昭和63年6月

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

両申立期間の保険料は口座振替で納付していたように思うが、元夫が口座振替の手続や保険料納付を行っていたので、納付方法についてははっきりとした記憶はない。未納通知を受けて元夫に納付してもらったことが1回あったことは覚えているが、数回あったかもしれない。

申立期間当時、未納通知があれば必ず元夫に納付してもらっていたので、未納期間があるはずがなく、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて4か月と短期間である上、申立期間①及び②の前後の保険料は納付済みである。

また、A町役場作成の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、申立人は、両申立期間前後の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、両申立期間前後の時期における納付意識の高さがうかがえることから、申立人の元夫が、両申立期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和38年8月は1万8,000円、同年9月及び同年10月は2万2,000円、同年11月は2万円、同年12月及び39年1月は2万8,000円、同年2月及び同年3月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月29日から39年4月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、厚生年金保険の加入記録が一部無いことに気付いて社会保険事務所へ問い合わせたところ、申立期間の加入記録は確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和36年4月1日から47年3月31日に退職するまで、会社の名前は二度変わったが、同じ職場で働いてきた。

申立期間中の給与から、厚生年金保険料が控除されていることが給与明細書から確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間内の給与明細書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人はA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和38年8月は1万8,000円、同年9月及び同年10月は2万2,000円、同年11月は2万円、同年12月及び39年1月は2万8,000円、同年2月及び同年3月は2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間直前の昭和38年8月29日までは厚生年金保険適用事業所であったが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同僚は「申立期間中も引き続き同事業所で仕事を続けていた。」と証言しており、また、申立期間当時において、常時5人以上の従業員を雇用する事業所であったことが確認できることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月31日から同年2月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取ったが、空白期間があることに気づき社会保険事務所へ加入記録を照会したところ、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和49年1月31日になっている旨の回答を受け取ったが納得できない。

A社には、昭和47年4月1日に入社後、58年3月1日まで一日も欠けることなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の回答から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和49年2月1日に同社B営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和49年1月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の

保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年8月は1万6,000円、同年9月及び同年10月は2万円、同年11月は1万8,000円、同年12月及び39年1月は2万6,000円、同年2月及び同年3月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年8月29日から39年4月1日まで  
② 昭和42年4月21日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取ったが、A社及びB社に在籍していた期間のうち、社名変更時の厚生年金保険の記録が無いことに気づき、社会保険事務所へ問い合わせたが、加入記録は無いとの回答を受け取った。

入社以来、休職したことは無いにもかかわらず、申立期間が空白になっていた。申立期間も厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しており、申立期間に係る同僚が所持している給与明細書においても厚生年金保険料が控除されている。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①において勤務形態及び業務内容に変更は無く、引き続きA社に勤務していたものと認められる。

また、同僚は「申立人は、販売や宣伝の企画を私と一緒にやっていた。申立人は、途中で一度も辞めたことがない。」と証言しており、その同僚が所持している申立期間①の給与明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和38年8月は1万6,000円、同年9月及び同年10月は2万円、同年11月は1万8,000円、同年12月及び39年1月は2万6,000円、同年2月及び同年3月は1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間①直前の昭和38年8月29日までは厚生年金保険の適用事業所となっていたが、その後は、適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及び同僚は「申立期間中も引き続き同事業所で仕事を続けていた。」と証言しており、また、適用事業所でなくなった38年8月29日に、従業員16人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることを確認できることから、同社は申立期間①において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していなかったと認められる。

2 申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間②において勤務形態及び業務内容に変更は無く、引き続きB社に勤務していたものと認められる。

また、申立人の記憶していた同僚二人は、申立人が申立期間②に勤務していたことを記憶していると証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その同僚二人は、いずれも申立期間②において、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人のB社における昭和42年3月の社会保険庁のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

「ねんきん定期便」を確認したところ、平成 17 年 12 月分の標準賞与額が 1 万円となっていることが分かった。

当時の賞与支給明細書上では、賞与額が 10 万円となっていたため、その旨をA社に連絡したところ、当該事業所から同月の支払いの賞与額が 10 万円であるところ 1 万円で届け出たと知らされた。

賞与額 10 万円相当の厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社が保管している支給控除一覧表から、平成 17 年 12 月の賞与額が 10 万円であり、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、事業主は、「10 万円の賞与額に相当する厚生年金保険料を申立人の賞与から控除したものの、社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険賞与支払届出において、賞与額を誤って 1 万円と記載した。厚生年金保険料は納入告知書どおりの額を納付した。」と回答しているところ、事実、社会保険事務所が保管する申立人に係る届出において、賞与額が 1 万円と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は申立期間において、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めている上、社会保険事務所の保管する平成 17 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において社会保険事務所の記録どおりの賞与額（1 万円）の届出がされていることから、社会保険事務所は、標準賞与額 1 万円と 10 万円の差額の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記差額の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

A社から平成 17 年 12 月の賞与額を社会保険事務所に対して、10 万円で届けるべきところ誤って 1 万円で届け出たと知らされた。

賞与額 10 万円相当の厚生年金保険料を賞与から控除されていたので標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支給明細書及び支給控除一覧表から、平成 17 年 12 月の賞与額が 10 万円であり、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、事業主は、「10 万円の賞与額に相当する厚生年金保険料を申立人の賞与から控除したものの、社会保険事務所へ提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届出において、賞与額を誤って 1 万円と記載した。厚生年金保険料額は納入告知書どおりの額を納付した。」と回答しているところ、事実、社会保険事務所が保管する申立人に係る同届出において、賞与額が 1 万円と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めている上、社会保険事務所の保管する平成17年12月の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において社会保険事務所の記録どおりの賞与額（1万円）の届出がされていることから、社会保険事務所は、標準賞与額1万円と10万円の差額の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記差額の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

A社から平成17年12月の賞与額を社会保険事務所に対して10万円で届けるべきところ、誤って1万円で届け出たと知らされた。

賞与額10万円相当の厚生年金保険料を賞与から控除されていたので標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支給明細書及び支給控除一覧表から、平成17年12月の賞与額が10万円であり、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、事業主は、「10万円の賞与額に相当する厚生年金保険料を申立人の賞与から控除したものの、社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届出において、賞与額を誤って1万円と記載した。厚生年金保険料額は納入告知書どおりの額を納付した。」と回答しているところ、事実、社会保険事務所が保管する申立人に係る同届出において、賞与額が1万円と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めている上、社会保険事務所の保管する平成17年12月の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において社会保険事務所の記録どおりの賞与額（1万円）の届出がされていることから、社会保険事務所は、標準賞与額1万円と10万円の差額の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記差額の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

A社から平成17年12月の賞与額を社会保険事務所に対して10万円で届けるべきところ、誤って1万円で届け出たと知らされた。

賞与額10万円相当の厚生年金保険料を賞与から控除されていたので標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支給明細書及び支給控除一覧表から、平成17年12月の賞与額が10万円であり、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、事業主は、「10万円の賞与額に相当する厚生年金保険料を申立人の賞与から控除したものの、社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届出において、賞与額を誤って1万円と記載した。厚生年金保険料額は納入告知書どおりの額を納付した。」と回答しているところ、事実、社会保険事務所が保管する申立人に係る同届出において、賞与額が1万円と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めている上、社会保険事務所の保管する平成17年12月の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において社会保険事務所の記録どおりの賞与額（1万円）の届出がされていることから、社会保険事務所は、標準賞与額1万円と10万円の差額の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記差額の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

A社から平成17年12月の賞与額を社会保険事務所に対して5万円で届けるべきところ、誤って5,000円で届け出たと知らされた。

賞与額5万円相当の厚生年金保険料を賞与から控除されていたので標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支給明細書及び支給控除一覧表から、平成17年12月の賞与額が5万円であり、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、事業主は、「5万円の賞与額に相当する厚生年金保険料を申立人の賞与から控除したものの、社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届出において、賞与額を誤って5,000円と記載した。厚生年金保険料額は納入告知書どおりの額を納付した。」と回答しているところ、事実、社会保険事務所が保管する同届出書において賞与額が5,000円と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めている上、社会保険事務所の保管する平成17年12月の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において社会保険事務所の記録どおりの賞与額（5,000円）の届出がされていることから、社会保険事務所は、標準賞与額5,000円と5万円の差額の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記差額の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年3月までの期間及び58年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から54年3月まで  
② 昭和58年12月から61年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったところ、申立期間の国民年金加入記録が見当たらなかったため、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続は、実家の父が行ってくれたはずであり、実家の両親は既に亡くなっているため、詳しい状況を聞くことはできないが、申立期間①の保険料を支払っていたと聞いている。

また、結婚後は、厚生年金保険に加入していた夫の被扶養者になっており、夫が申立期間②の保険料を納めていたはずなので、両申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付には直接関与していない上、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付を行っていたとするその父は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の保管する国民年金受付処理簿から昭和54年4月1日を資格取得日として55年5月に払い出されたことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳及びA市役所保管のB町役場（当時）作成の国民年金被保険者名簿には、申立人が54年4月1日に強制加入で資格取得した旨の記載が確認できるとともに、上記国民年

金被保険者名簿の取得欄に「学生だった」との記載が確認できることから、申立期間①は未加入期間であり、納付書は発行されず、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、その夫の扶養家族になっていたため保険料は納付していたとしているが、第3号被保険者制度が開始されたのは昭和61年4月である上、申立人の所持する年金手帳及びC市役所作成の国民年金被保険者名簿、並びに社会保険庁保管の特殊台帳には、それぞれ58年12月12日に任意加入の資格を喪失した旨の記載が確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳及びC市役所作成の国民年金被保険者名簿には61年4月1日に3号被保険者として再加入した旨の記載が確認できることから、申立期間②は未加入期間であり、納付書は発行されず、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は申立期間②当時における保険料納付に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるなど、当該期間について任意加入者として保険料を継続して納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

- 3 両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から60年10月6日まで

「ねんきん特別便」の加入記録を見たら、A社で働いていた期間の厚生年金保険の加入記録が無かったので、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受け取った。

私は昭和59年1月5日にA社において臨時で採用され、同年2月には正社員となり、倒産した60年10月6日まで勤務していた。会社倒産時に社長が不在だったので、地方裁判所の認可を受けて私が代表社員となり、売掛金を回収して、残された社員13～14名の給与を支払った。それを証明できる書類は無いが、当該事業所が、厚生年金保険適用事業所となった昭和59年10月1日以降は、厚生年金保険に加入していると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働基準監督署が保管する未払賃金の立替払事業の確認申請書(写し)及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記確認申請書(写し)の「賃金支払方法」欄において、当時、申立人は日給制であったことが確認できる上、A社の当時の同僚は「申立人の身分は正社員ではなかった。」と証言しているなど、同社において、申立人が厚生年金保険被保険者であったことを確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は「B部門において取引先からの部品加工受注に当たり、同

僚二人と一緒にC店で研修を受けた。」と申し立てているが、当該C店は既に廃業しており、当時の元店主は「部品加工の研修を行った記憶は無い。」と回答している上、申立人が、一緒に研修を受けたとする同僚二人はいずれもA社における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

加えて、A社は既に解散し、当時の社長は亡くなっている上、事務担当者であった社長の妻も病気のため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から同年 12 月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が無かったため、社会保険事務所に照会したところ、申立期間に厚生年金保険の記録は無い旨の回答を受け取ったが納得できない。

当時、A社の下請事業所で一級河川であるB川の架橋工事に従事し、昭和49年10月ごろに左足全指を骨折する業務上の災害を受け、県立C病院に40日間ほど入院した。

退院後は同じ仕事に復職したと記憶しているため申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の下請事業所でD郡E町（現在は、F市）を流れる一級河川であるB川の架橋工事に従事していたと申し立てているものの、当該下請事業所の名称及び所在地の記憶は無く、一緒に作業をしていたとする同僚の氏名の記憶も無い上、同社は申立期間において、申立人の記憶する同地区で架橋工事を行った記録は無いと回答している。

また、申立人の記憶する架橋工事後の施設維持管理に当たっていたと考えられるG社H支社の後継会社であるI社J支社から、「申立期間当時、B川に架かるK本線の下部構工事をL社が請け負っていた。」との回答が得られたことから、L社に照会したところ、「工事であれば、おそらく工区ごとに多くの下請事業所に発注しているものと思われ、事業所の名称が明らかでない限り、申立人が勤務していたとする事業所を特定することは困難である。」と回答していることから、申立人が申立期間に勤務していた事業所を特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、申立人が居住する市町村の国民健康保険に加入し、県立C病院の入院に際し、国民健康保険証を提示したと述べている上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できるなど、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 1 月 24 日まで  
② 昭和 24 年 4 月 21 日から 29 年 7 月 31 日まで  
③ 昭和 29 年 8 月 1 日から同年 12 月 7 日まで

2、3年前、A社B工場に勤務していた時の同僚から同工場退職後、脱退手当金を受給した旨を聞き、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から③について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

私は厚生年金保険被保険者記録について問い合わせの際、初めて脱退手当金制度のことを知ったので、脱退手当金は受給しておらず、支給済みとされていることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和30年8月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間③の事業所を退職後、41年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 8 月から 23 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 23 年 10 月 26 日から 24 年 4 月まで  
③ 昭和 24 年 4 月から 25 年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②とC社D所に勤務していた申立期間③が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、E社を辞めた昭和 22 年 8 月にA社B支店に勤務した。また、A社B支店に 24 年 4 月まで勤務し、同支店を退職した後、すぐにC社D所に就職したので、加入期間が欠落していることは納得し難い。

このため、各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人提出の表彰状から、申立人は、昭和 23 年 3 月 22 日にA社B支店長から、勤務成績優良者として、表彰されていることが確認できることにより、申立人が申立期間①のいずれかの期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B支店の業務を引き継いだ同社F支店は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は保管されておらず、申立てどおりの届出及び保険料納付については不明である。」と回答している。

また、昭和 23 年 8 月にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得し、事務を行っていた同僚一人は、「厚生年金保険の記録は勤務開始から 3 か月間の欠落期間があり、それは試用期間であった。」と証言している上、28 年 9 月に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いるトラック運転手をしていた同僚一人も、「理由は不明であるが、厚生年金保険の記録は、勤務開始から8か月間の欠落期間がある。」と証言していることから、当該事業所は、申立期間については試用期間として厚生年金保険等の加入手続を行っていなかったと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和24年4月まで、A社B支店に勤務したと主張しているところ、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険に加入している同僚のうち、連絡先の確認できた二人は、申立人のことを記憶していないと証言している上、同社F支店は、申立期間②当時の資料は保管されていないとしていることから、申立人が申立期間②において、同社B支店に勤務していたことは確認できない。

また、A社F支店は、「申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されたことを確認できる資料が無い上、申立てどおりの届出及び保険料納付についても確認できない。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和24年4月からC社D所に勤務していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録において、同社の厚生年金保険適用事業所としての記録が確認できない。

また、同僚に対する聞き取り調査及び商業登記簿謄本の記載から、申立人が昭和25年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したG社(現在は、H社)の当時の事業主が、C社の取締役を兼務していたことが判明したことから、H社に対し、申立人の申立期間③における勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について照会したところ、「60年前の資料は保管されておらず不明である。」との回答があり、勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するG社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 10 日から同年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を受けとったが、空白期間があったので、社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答を受け取った。

昭和 50 年 4 月 10 日から A 市立 B 小学校に、勤務していたにもかかわらず、途中の同年 7 月 1 日から厚生年金保険に加入したとされていることに納得がいかない。

このため、資格取得日を訂正して、昭和 50 年 4 月 10 日から厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された C 県教育委員会が作成した人事記録から、申立人が申立期間において、A 市立 B 小学校に臨時教員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人の勤務校を管轄する C 県教育庁 D 教育事務所は、昭和 50 年 7 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認でき、同一日に申立人を含めて多数の者が当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。